

壱岐市農業委員会定例会（令和2年2月）

議 事 録

1. 開催日時 令和2年2月21日（金） 午後4時
2. 開催場所 石田農村環境改善センター 2階 会議室
3. 出席委員 …… 農業委員長 外 農業委員 18名
4. 欠席委員 無
5. 事務局職員 事務局長 …… 係長 …… 主事 ……
6. 議事日程
 - 第1. 議事録署名委員の指名 …番 …委員 …番 …委員
 - 第2. 議案第 6号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第 7号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 議案第 8号 非農地証明願について
 - 議案第 9号 壱岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について
 - 議案第10号 壱岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について
 - 議案第11号 令和元年度農用地利用集積計画の承認について（第6回）
 - 議案第12号 農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について

7. その他

開 会 （ 午後 4 : 0 0 ）

事務局

皆さん改めまして、こんにちは。

ご案内の時間になりましたので、只今から令和2年2月の農業委員会の総会を開会致します。このメンバーでは、最後の定例会となります。

本日の出席委員は19名中19名で過半数を超えておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、会長に挨拶をお願い致しまして、引き続き議事の進行をお願い致します。

議長

【会長挨拶】

それでは、早速これより、議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。「壱岐市農業委員会会議規則第18条第2項」に規定する議事録署名委員ですが、議長より指名させて頂いてよろしいで

しょうか。【はいの声あり】

本日の議事録署名委員は、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員にお願いを致したいと思います。よろしくお願い致します。

なお、本日の会議書記には事務局の・・・主事を指名致します。

それでは、日程第2の議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、議案第6号と議案第7号は関連がありますから、一括して説明させて頂きます。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」農地の転用につき、次のとおり許可申請が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町石田西触 字黒木 …… 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 333㎡

転用目的 農業用倉庫

申請人、……………

申請理由 平成30年11月14日付けで転用許可を受け、許可後に事業計画の見直しを行った際に、転用許可を受けずに当該地を造成したため、今回追認許可を申請します。というものです。令和元年11月の農業委員会では、農振区域の除外につきまして議決を頂きましたが、県より転用目的が農業用倉庫という事であるならば用途区分の変更で良いとの事でありましたので報告を致します。農地の区分は農振農用地区域内の農地で用途区分の変更が県の同意を得て、令和元年12月23日に完了を致しております。

位置図、写真、配置図は2頁から4頁です。

現況は、既に造成をしておりますので、令和元年9月5日付けで違反転用連絡票を提出しました所、令和元年9月18日付けで「簡易手続相当の違反案件の基準」に該当するという事で追認許可相当との通知がきておりますので、申し添えておきます。

続きまして、5頁をお願いします。議案第7号「農地法第4条の規定による許可後の計画変更承認申請について」農地法第4条の規定による許可を受けた事業計画について、次のとおり変更承認申請書が提出されたので、審議のうえ意見を付して進達の要がある。

1番 土地の所在

石田町石田西触 字黒木 …… 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 333㎡

同じく …… 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 1,091㎡

同じく …… 台帳地目 田 現況地目 雑種地 面積 385㎡

計 田が3筆で 1, 809 m²

当初計画が農業用倉庫で1, 476 m² 変更計画が農業用倉庫及び放牧地として1, 809 m²

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、平成30年11月14日付けで転用許可を受け、許可後に事業計画の見直しを行った際に、転用許可を受けずに当該地を造成したため、計画変更を申請します。というものです。

位置図、写真、配置図は6頁から8頁です。農用地区域除外時(11月21日)に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 はい、担当の・・です。今事務局から説明がありました通りです。前回の時に補足説明という事でさせて頂いておりますので、皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第6号1番と議案第7号1番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第8号「非農地証明願について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、9頁をお願い致します。議案第8号「非農地証明願について」、このことについて、次のとおり申請があったので、調査審議の上決定の要がある。

1番 土地の所在

郷ノ浦町釘山触 字藤山・・・・・・・・台帳地目 畑 現況地目 進入路
面積 11 m²

同じく・・・・・・・・台帳地目 田 現況地目 進入路 面積 42 m²

同じく・・・・・・・・台帳地目 畑 現況地目 宅地及び進入路
面積 277 m²

計 3筆で330 m²

転用目的 宅地及び進入路

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由 申請地は、平成5年頃に隣接地の居宅建設に伴う敷地造成を行い、そのまま宅地及び進入路として現在も利用している。というものです。位置図、写真は11頁から12頁です。2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 皆さんこんにちは。地区担当の・・です。2月19日に申請人本人と息子さんのお嫁さんの立ち会いの下、現地確認を行いました。

内容につきましては、事務局の説明の通りです。周辺は道路と・・さんの宅地と農地として20年以上利用されておりますが、今まで何も問題はなかったという事です。

皆さん方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号1番は決定致します。

続きまして、2番の説明を求めます。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号1番は決定致します。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 土地の所在

勝本町立石西触 字嶺・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地
面積 298㎡

同じく・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 890㎡

同じく・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 59㎡

同じく・・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 雑種地 面積 474㎡

計 4筆で1,721㎡

転用目的 雑種地

申請人、・・・・・

申請理由 申請地は、平成11年頃から主要地方道郷ノ浦 沼津 勝本線の拡幅工事の折に建設業者の資材及び工事車両置場として貸し付けており、現在に至っている。というものであります。位置図、写真は13頁から14頁です。

2月19日に・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 2番の担当です。2月19日に事務局ご両名と一緒に立ち会いを致しました。

当人は福岡県在住で帰ってこれないので、よろしくお願い致しますという事でしたので一応確認を致しました。若干補足説明を致したいと思っております。湯の本の西方の先の海里村上の300m位先位の県道沿いの直ぐそばに土地があります。元々ここは一部が畑地で2段位の細切れだったそうですが、私が知る限

り昭和60年前後に現況は雑草が生えた状態でその当時セイタカアワダチソウが生え始めの頃だったので、私も2回程切に行ったことがあります。その後、色々道路拡幅工事とかでその一部を埋め立てて使用をされていた事もありますし、付近の崖崩れがあった時に土砂の置き場所とかあるいは資材置き場という事で利用してありました。ですがこの地は、ご存知のように湯の本の徳力さんの家の隣であります。その徳力さんに所有者の・・・さんは管理をお願いするという事で言われてあったそうですが、いつの間にかそこは泥置き場が重なって現在は平地になっております。それで・・・さんも工事をされた経緯というのが、・・・さん自身が観光業関連の仕事をしてあったという事でそこに温泉ホテルを作る予定だったらしいです。ボーリンググを2回程掘っても温泉がでなかったのも、そのままほったらかしになっておったそうですが、埋め立てて平地になっているので、元々畑地であった所を農地として使う見込みがないので、非農地の証明をお願いしたいという事でした。現状はそういった事です。皆さんのご審議をお願いしたいと思います。以上です。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号2番は決定致します。

続きまして、3番の説明を求めます。

事務局 はい、10頁をお願いします。3番 土地の所在
芦辺町住吉山信触 字長崎 ・・・・ 台帳地目 畑 現況地目 宅地及び
進入路 面積 127㎡
転用目的 宅地及び進入路
申請人、・・・・・・・・・・
申請理由 申請地は、平成11年頃から宅地及び進入路として利用して現在に至っています。というものであります。位置図、写真は15頁から16頁です。2月19日に・・・委員さんと現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 実は、・・・は、私の従姉弟になりまして、後で審議があると思いますが、壱岐市の空き家バンクに登録するという事ではありますが、ここで非農地がみつかったものですから非農地証明願を申請しております。子供も1人しかいませんし福岡に本拠地をおくという事で、こちらの土地を処分したいという事で空き家バンクの方をお願いしたいという事でありまして。よろしく申し上げます。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第8号3番は決定致します。

続きまして、議案第9号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局

はい、17頁をお願い致します。

議案第9号「沓岐農業振興地域整備計画変更（除外）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の除外申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする必要がある。

1番 土地の所在、

石田町本村触 字水畑 ……の一部 地目 田 面積 2,364㎡のうち155㎡

除外目的、倉庫用地

申請人、……………

申請理由、申請地に、倉庫を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は18頁から20頁です。2月19日に…委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員

議長。

議長

はい、…番…委員。

…委員

担当の…です。今事務局から説明がありました通りです。ここは田ですけど、耕作されていた方が高齢で水もないので作られないという事でそこに倉庫を建てたいという事で申請が上がっておりますので、皆さん方のご審議をよろしく申し上げます。

議長

以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号1番は意見を付して回答致します。

続きまして、2番の説明を求めます。

事務局

はい、2番 土地の所在、

石田町石田東触 字三反田 ……の一部 地目 畑 面積1,289㎡のうち160㎡

除外目的、住宅用地

申請人、……………

申請理由、申請地に、居宅を建築したいので、農用地区域からの除外を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は21頁から23頁です。2月19日に…委員さんと申請人の旦那さん立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長

はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

…委員

議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今事務局からありましたように現在、子供さんが家を借りて外に出てありますけど帰って来られるそうで、地図をみてもらったら分かるように中庭が一寸狭くて入りにくいのと車が大きくなるのと駐車場も無いという事で前側の畑を農地除外して、一寸ずらしたいという事でしたので、皆さんのご審議をよろしくお願い致します。

議長 以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第9号2番は意見を付して回答致します。

続きまして、議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、24頁をお願いします。

議案第10号「沓岐農業振興地域整備計画変更（軽微な変更）に対する意見について」農業振興地域の整備に関する法律第13条同法施行令第10条の規定により、次の農業振興地域内農用地区域の用途区分変更申請について、市から意見を求められたので、審議のうえ意見を付して回答をする要がある。

1番 土地の所在、
郷ノ浦町里触 字浜 ・・・・・・の一部 地目 田
面積 2,059㎡のうち82㎡
変更の内容、農業用施設用地
申請人、・・・・・・

申請理由、申請地に牛舎を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は25頁から27頁です。2月19日に・・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 担当の・・・です。今事務局から説明のあった通りでございますが、現在7頭程牛を飼って繁殖に専念しております、本人は兼業ですがとも将来牛飼いに専念するという事を出されております。よろしく審議の程お願いします。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号1番は意見を付して進達致します。続きまして、2番の説明を求めます。

事務局 はい、2番 土地の所在、
芦辺町諸吉本村触 字丸石 ・・・・・・の一部 地目 田
面積 1,127㎡のうち135㎡
変更の内容、農作業用倉庫用地

申請人、・・・・・・・・・・

申請理由、申請地に農作業用倉庫を建築したいので、用途区分の変更を申請します。というものです。位置図、写真、配置図は28頁から30頁です。2月19日に・・委員さんと申請人立ち会いの下、現地確認を行っております。以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の説明でございますが、補足説明ございましたら。

・・委員 議長。

議長 はい、・・番・・委員。

・・委員 担当の・・です。この・・さんは、神主さんをしてあります。この度、認定新規就農者として研修を受けながらアスパラガス栽培を行っておられますので、その近くに農業用倉庫が欲しいという事で、このような申請が出ました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので、議案第10号2番は意見を付して進達致します。

続きまして、議案第11号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について（第6回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、31頁をお願いします。お手数ですが議案の訂正をお願い致します。利用権設定の件数賃貸借が43件となっておりますが65件に変更願います。ご迷惑をおかけしました。

議案第11号「令和元年度 農用地利用集積計画の承認について」、今年度6回目です。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。今回、利用権設定の件数は65件、借手が45人、貸手が63人です。田が87筆で92,626㎡、畑が51筆で69,920㎡、合計が138筆で162,546㎡となっております。この件につきましては、地区担当の農業委員・推進委員皆様方の署名・押印を頂いておりますので、今回、この一連につきまして、ご承認を頂きたいと思っております。内容につきましては、32頁～36頁に掲載しております。

よろしくお願い致します。

議長 はい、以上の説明でございますけど、これは、事務局が申しましたように皆様方の同意を頂いておりますので、よろしいでしょうか。【はいの声あり】それではご異議ないようですので、議案第11号も決定致します。

続きまして、議案第12号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案第12号の説明の前に参考資料の最終頁の前のページをご覧ください。

空き家に付随した農地の別段面積の設定についてであります。空き家バンクの取り組みを通じて「農地付き空き家」の提供を行い、移住希望者を呼び込ん

でいる自治体が増えています。(壱岐市でも空き家バンク登録制度は平成28年に要綱の整備が行われております。)農地の権利取得には農業委員会の許可が必要だが、そういった自治体では、許可要件のうち下限面積要件について、新規就農を促進する観点から、空き家に付随する農地に「別段の面積」を設定する取り組みが行われております。農地の権利取得にあたっては、農業委員会の許可を受ける必要があり、一定の要件を満たす場合に農業委員会の議決を経て(農地法第3条)の許可を出しております。

許可要件のうち、下限面積要件につきましては、都府県は原則50a(北海道は2ha)以上とされておりますが、地域の実情に応じまして一定の区域について、農業委員会の判断でこれよりも小さい面積を「別段の面積」として設定することが可能であります。

・「別段の面積」の設定については、次のいずれにも該当するような場合には、「新規就農を促進するために適当と認められる面積」を「別段の面積」とすることが可能という事でありませう。

・遊休農地等が相当程度存在する区域や小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがない場合にこの規定により、自治体の空き家バンクに登録された空き家に付随する農地について、「別段の面積を」を1a(100㎡)まで引き下げて新規就農者を呼び込む自治体の取り組みが広がっている。ということでありませう、

参考資料の最初の頁をお願いします。壱岐市空き家に付随した農地の別段面積取り扱い基準を作成しております。

第1条の趣旨でありまするが、この基準は、人口減少、過疎化等のため小区画で不整形な条件不利地を中心として遊休農地が増加し、特に空き家に付随した農地の遊休農地が進んでいることから、定住の促進及び遊休農地の解消のために、空き家バンクに登録された空き家に付随した農地等について農地法第3条の規定に基づく農地の権利取得の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。としております。

簡単に申し上げますと空き家バンクに登録された家の前に農地があつて家庭菜園として利用したいという要望等があつて場合に、空き家バンクに付随した農地に限りまして下限面積の設定を行うということでありませう。

県内の状況でありまするが、島原市、平戸市でも下限面積の設定が行われておりまするが、別段の面積は1㎡に設定されておりまするので、壱岐市も1㎡での提案をお願いしている所でありませう。

それでは、37頁をご覧ください。議案第12号「農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積の設定について」でありまする。

譲受人が農地法第3条で農地を取得する場合は、ある程度農地を持っていないと取得できないこととなっております。農地法ではこの面積が壱岐市では50アール以上となっております。

今回、それとは別に新たに別段の面積を設定するものであります。表のとおり壱岐市の全区域における空き家バンクに登録された農地を取得する場合、下限面積を1㎡とすることで今回、別段の面積の設定をお願いするものであります。施行日は、令和2年3月1日と致しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 はい、以上の補足説明でございますが、どなたかご質疑ございませんでしょうか？

・・・委員 議長。

議長 はい、・・・番・・・委員。

・・・委員 一寸質問ですけど、例えば島外から空き家バンクに入られて土地を取得したとします。最初は楽しみでやっていたけど、だんだんやれなくなってきてここに向こうで商売の経験があったから家を建てて商売を始めたいと加工場を作りたいと、そういう場合はどのようになりますか。

事務局 議長。

議長 はい、事務局

事務局 申し訳ありません。私も壱岐市空き家に付属した農地の別段面積取り扱い基準の詳細な説明をしませんでしたが、一応5年間は農地として使ってくれという事で報告書等を農業委員会に提出してもらいます。その後につきましては、計画変更があった場合は、転用の手続きをされれば出来るのかと思いますが、5年間は農地として利用してもらう制限はございます。

・・・委員 わかりました。

議長 はい、外にご質疑ございませんでしょうか？【異議なしの声あり】それではご異議ないようですので議案第12号は決定致します。

皆さん方から何かございましたら。ございませんでしょうか。それでは皆さん方からのご意見も無いようでございますので、本日の総会の日程を終了させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。【はいの声あり】

大変お疲れでございました。